

下記の者については、令和5年6月17日（土）に開催した第29回定時総会において、除名しました。

[公表期間 令和6年6月17日まで]

記

1 事務所 広島県広島市西区横川町3丁目8番2号
氏名 刎本 真一（広島県支部所属）

2 除名の理由

(1) 定款第52条・会員執務規則第2条に違反する行為（品位保持・法令遵守等職責違反）

上記会員が、本件各事件において、成年被後見人及び財産管理委任契約委任者の預金を私的に流用したことは、民法第644条の善良な管理者としての注意義務に明らかに違反している。

また、上記第1に記載した上記会員の行為は、当法人の定款第52条の「会員は、法律、福祉その他必要な学術の研究及び実務の研鑽に努めるとともに、高齢者、障害者等の権利の擁護に配慮し、絶えず人格の向上を図り、この法人の会員としての品位を保持しなければならない。」との規定に違反し、会員執務規則第2条「本法人の会員は、常に品位を保持し、法令、本法人の定款、規則、規程及び社員総会の決議を遵守し、公明正大にその職務を行わなければならない。」との規定に違反している。

以上により、上記会員の行った行為は、当法人の定款第55条の「会員は、この法人の定款、規則、規程及び社員総会の決議を守らなければならない。」との規定に違反しており、同第9条第3号に規定する「前号のほか、この定款その他の規則に違反したとき。」及び同第4号に規定する「この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に著しく反する行為をしたとき。」の規定に該当する。

よって、上記会員は、当法人定款第9条第3号及び第4号に規定する除名に相当する。

以上